

8 甲種防火管理(新規)講習会

日時/7月7日(木)、8日(金)午前9時~午後4時30分
場所/深谷市消防本部
定員/100人(申し込み順)
費用/3,800円

その他/『消防法』で定められている防火管理者を置かなければならない事業所等とは、①収容人員が10人以上の社会福祉施設、②収容人員が30人以上で建物面積が300㎡以上の飲食店、物品販売店、診療所、旅館などの不特定多数の人が出入りする施設、③収容人員が50人以上で建物面積が500㎡以上の共同住宅、学校、工場などの不特定多数の人が出入りする施設です。

申し込み/6月7日(火)から深谷市消防本部予防課、または花園消防署で受け付けます。受講申込書、写真(縦3cm×横2.4cm)1枚と費用を持参し、平日の午前8時30分から午後5時15分の間にお申し込みください。詳細は深谷市消防本部のホームページ(http://www.city.fukaya.saitama.jp/syoubouhonbu/index.html)をご覧ください。
問い合わせ/深谷市消防本部予防課(☎571・0913)へ。

9 開催します! 隣保館カラオケ練習会

日時/7月9日(土)、24日(日)午前9時30分~正午
場所/かわせみ荘
問い合わせ/隣保館(☎581・3861)へ。



10 開催します! 寄居エキナセア祭

日時/7月16日(土)・17日(日)午前10時~午後4時 ※小雨決行
場所/カタクリ体育センター周辺
概要/各種エキナセア商品の販売やエキナセア基礎講座など楽しい催しを行いますので、ぜひお越しください。
問い合わせ/農林課(☎581・2121内線402)へ。

11 開催します! 硬式テニス教室

寄居テニス協会(澄田光夫会長)では、楽しいテニス教室を開催します。初めてラケットをにぎる方から、しばらくコートに立っていないという方まで、どなたでも参加できますので、お気軽にお越しください。

日時/7月24日~8月7日の毎週日曜日 午前9時~11時
場所/寄居運動公園テニスコート
定員/15人
費用/無料

その他/ラケットは各自用意してください。お持ちでない方には協会をご用意します。



申し込み・問い合わせ/寄居テニス協会・澄田光夫さん(☎581・7878)へ。

募集

12 ご参加ください! 長瀬サポートスタッフセミナー

日時/6月18日(土)、19日(日)(1泊2日)
対象・定員/高校生、大学生、一般・20人
費用/高校生3,900円程度、大学生・一般4,200円程度
内容/レクゲーム、キャンプファイヤー、カヌー、救助法
申し込み/6月8日(水)までに電話、またはファックスで長瀬げんきプラザへお申し込みください。
問い合わせ/埼玉県立長瀬げんきプラザ(☎0494・66・0177、FAX0494・66・0106)へ。

13 募集します! 介護保険事業計画策定委員会委員

平成24年度から26年度までの介護保険事業計画を策定するために、策定委員として介護保険に興味や関心をお持ちの方を募集します。
応募資格/町内に在住で40歳以上の方
募集人数/1人(応募多数の場合は、審査により決定します)
任期/平成23年7月から平成24年3月
応募方法/住所、氏名、生年月日、

年齢、職業、性別、電話番号を記入のうえ、「これからの介護保険」をテーマにした意見・考えを400字詰め原稿用紙2枚以内にまとめ、大里広城市町村圏組合介護保険課へ郵送して下さい。

応募期限/6月30日(木)必着
選考結果/応募者全員にお知らせします。
提出先・問い合わせ/大里広城市町村圏組合介護保険課(熊谷市曙町2-68、☎501・1330)へ。

14 募集します! 国家公務員Ⅲ種(税務)受験生

試験日/1次試験 9月4日(日) 2次試験 10月13日(木)~10月20日(木)のうち指定する日
受験資格/平成2年4月2日~平成6年4月1日生まれの方(高校卒業程度)
申し込み/最寄りの税務署、関東信越国税局人事第二課、または人事院関東事務局で配布している申込書を、人事院関東事務局(〒330-9712さいたま市中央区新都心1-1さいたま新都心合同庁舎1号館)へ提出してください。
受付期間/6月21日(火)~28日(火) ※土・日曜日を除く
問い合わせ/関東信越国税局人事第二課(☎048・600・3111内線2095、2097)へ。

15 募集します! フリーマーケット出店希望者

日時/7月3日(日)午前10時~午後2時 ※雨天中止
場所/寄居町役場庁舎前ロータリー
対象/町内在住の個人、またはグループ
募集店舗数/50店舗(申し込み順)
出店規模/7㎡程度
販売品目/出店コーナーに収まり、持ち運びできる大きさのもの
申し込み/6月22日(水)午後1時30分~3時30分に、総合体育館・アタゴ記念館ホールで申し込みの受け付けを行います。※電話での申し込みはできません。
問い合わせ/生活環境課(☎581・2121内線221、222)へ。

その他

16 実施しています! クールビズ

町では、例年6月から9月までノーネクタイ運動を実施していましたが、今年度は地球温暖化防止と夏季に予想される電力不足に備え、期間を延長して節電に取り組みます。5月20日から10月20日までの5カ月間、役場庁舎や町施設の空調温度を28度程度に調整し、職員全体でクールビズを実施しています。

このため、職員がノーネクタイなどの軽装で執務していますが、皆様のご理解ご協力をお願いします。
実施期間/5月20日(金)~10月20日(木)
対象場所/町庁舎および町施設
問い合わせ/財務課(☎581・2121内線322)へ。

17 心配するより、まずは検査! ~6月7日まで エイズ検査普及週間です~

全国でのHIV感染者・エイズ患者の新規報告数は、年々増加傾向にあります。また、診断時には既にエイズを発症している事例が約3割を占めており、早期発見のためにも検査の早期受診が望まれます。
感染に不安のある方は、県内の保健所でエイズ検査を受けてください。保健所では無料・匿名で検査を行っています。
県内各保健所の検診情報は、埼玉県のホームページ(http://www.pref.saitama.lg.jp/site/kansen/aidskensa.html)を参照してください。
実施期間/6月7日(火)まで
問い合わせ/県保健医療部疾病対策課(☎048・830・3572)へ。

18 自衛隊歩行訓練のお知らせ

航空自衛隊熊谷基地では、隊員の行進能力の維持向上や野外勤務の基礎知識習得を図るため、次の日程で徒歩行進訓練を実施します。行進中はご迷惑をおかけしますが、ご理解をお願いします。

期日/2日間の歩行訓練を4回行います。
1回目 6月15日(水)~16日(木)
2回目 6月16日(木)~17日(金)
3回目 6月20日(月)~21日(火)
4回目 6月21日(火)~22日(水)
参加者/延べ600人程度
参加車両/1台
隊員服装/作業服(グレーの迷彩色)、鉄帽
隊員携行品/雑のう、水筒、小銃
コース/4回とも、同じコースで歩行訓練を行います。
1日目 東秩父村[午前8時45分出発]~寄居町(風布地区)~長瀬町[午後3時10分着]
2日目 長瀬町[午前7時30分発]~寄居町(西部地区・桜沢地区)~深谷市~熊谷基地[午後3時10分着]
問い合わせ/航空自衛隊第2教育群教務科(熊谷基地内☎532・3554内線353)へ。

19 平成23年度特定疾患医療給付継続申請受付について

埼玉県では、特定疾患の治療を受けている方の経済的負担を軽減し、医療の確立と普及を図るため医療給付を行っています。有効期限が切れる方については、継続申請手続きをお願いします。
受付場所・期間/熊谷保健所 6月23日(木)~8月5日(金)午前8時30分~午後5時 ※ただし、土・日曜日、祝日を除きます。役場6階会議室
7月8日(金)、29日(金)午前10時~午後2時 ※役場6階会議室は混雑が予想されますので、できるだけ熊谷保健所での申請をお願いします。
問い合わせ/熊谷保健所保健予防推進担当(☎523・2811)へ。

20 農業者年金受給者の皆さんへ 現況届は忘れずに提出を!

農業者年金を受給している方は、現況届を忘れずに農業委員会に提出してください。現況届の用紙は、5月末ごろに農業者年金基金より本人あてに送付されています。
提出を忘れると、11月の支払いから現況届が提出されるまでの間、年金の支払いが差し止められます。必ず期限までに、ご本人が署名・記入(受給権者ご本人が署名・記入できない場合は、代理人が記入してください)のうえ提出してください。
提出期限/6月30日(木)
提出先・問い合わせ/農業委員会(☎581・2121内線408)へ。

提出期限/6月30日(木)
提出先・問い合わせ/農業委員会(☎581・2121内線408)へ。

21 荒川の河川巡視について ~パトロールカーの赤色回転灯~

荒川上流河川事務所では、ゴミの不法投棄や不法工作物など違法な行為が後を絶たないため、4月中旬よりパトロールカー(オレンジ色)の赤色回転灯を点灯して巡視を実施しています。河川をご利用の方や、近隣にお住まいの方にはご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。
問い合わせ/荒川上流河川事務所熊谷出張所(☎522・0612)へ。

22 米・米加工品を取扱う業者の皆さんへ

米・米加工品を出荷・販売する際には、米トレーサビリティ法(通称)により取引記録の作成・保存が義務付けられており、更に本年7月1日からは、他の事業者へ出荷・販売する際に産地情報の伝達が義務付けられます。対象事業者は、生産者を含め対象品目となる米・米加工品の販売、輸入、加工、製造、または提供の事業を行うすべての方となります。対象品目は米穀(玄米、精米など)、米粉、米こうじ等の中間原料、米飯類、もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留焼酎、みりんです。小売時は「国内産」「〇〇国産」(米加工品は原料米産地、JAS法で原料原産地表示の義務がある玄米・精米・もちは従来どおり表示)を伝票や容器包装またはPOP等に表記し、提供時は「当店使用の米は国産米を使用しています」等、メニューへの表記や店内への掲示等が必要となります。
詳細についてはホームページ(http://www.maff.go.jp/j/soushoku/keikaku/kome\_toresa/index.html)をご覧ください。
問い合わせ/関東農政局消費安全部地域第三課(☎524・5711)へ。